

令和3年12月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記印

令和2年(ワ)第25号 損害賠償請求訴訟事件

口頭弁論終結日 令和3年10月21日

判 決

埼玉県川越市大字松郷1094番地5

原告 川合善明
同訴訟代理人弁護士 坂本慎二

埼玉県川越市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

埼玉県川越市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

埼玉県川越市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

埼玉県川越市 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

上記4名訴訟代理人弁護士 清水勉
同 出口かおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して300万円及びこれに対する平成30年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、川越市長である原告が、いずれも同市の住民である被告らが、同市

長の行った市道認定等が同市に対する不法行為を構成し、同市は原告ほか2名の者に対し、損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、同市長はその行使を怠っているとして、同市長を被告として提起した住民訴訟（さいたま地方裁判所平成30年（行ウ）第10号。以下「別件住民訴訟」という。）は不当訴訟に当たると主張して、被告らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料300万円及びこれに対する不法行為の日（別件住民訴訟提起の日）である平成30年3月12日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等（甲1，33）

ア 原告は、平成21年2月8日以降、川越市長の職にある。

イ 被告らは、いずれも川越市の住民であり、別件住民訴訟の原告ら（ただし、ほかに18名が提訴者となっている。）である。

ウ 齊木隆弘は、昭和62年5月2日から平成13年7月20日まで、川越市議会議員を務めた者であり；別件住民訴訟の「怠る事実に係る相手方」である（以下、齊木隆弘を「齊木元市議」という。）。
齊木の娘 は、齊木元市議の子であり、別件住民訴訟の「怠る事実に係る相手方」である（以下、齊木の娘 を「娘」といい、齊木元市議と併せて「齊木元市議ら」という。）。

(2) 市道認定等

ア 川越市は、平成22年当時、国道16号、国道254号及び同バイパス富士見・川越道路等の基幹道路によって囲まれる区域を縦貫する道路として市道0099号線（寺尾大仙波線）の整備事業（以下「本件整備事業」という。）を進めていた。

川越市は、本件整備事業の事業用地の代替地として、分筆前の埼玉県川越市大字砂字古谷423番の土地の一部を取得することとした。(乙A19。以下、埼玉県川越市大字砂字古谷所在の土地については、特記のない限り、地番により「423番の土地」などという。)

5 イ 423番の土地は、平成22年3月9日、423番1ないし4の各土地に分筆され、同月中に、423番1の土地及び423番2の土地(ただし、後記エの分筆前のもの。以下「分筆前の423番2の土地」という。)を川越市土地開発公社(川越市が必要とする事業用地などを先行取得するために川越市が設立した法人であり、川越市長が理事長を務める。)が取得
10 し、423番3の土地及び423番4の土地(幅員約25cmの帯状の土地)を娘が取得した(乙C12)。

川越市は、平成23年10月18日、娘から423番4の土地の寄附を受け、同年11月1日、川越市土地開発公社から分筆前の423番2の土地を購入した。

15 ウ 分筆前の423番2の土地の一部を市道として認定する議案は、同年12月16日、川越市議会12月定例会において全員一致で可決された。

これを受けて、川越市長は、同月21日、上記土地を市道認定した(市道5565線。以下「本件事道」といい、同認定を「本件事道認定」という。)

20 エ 平成24年1月26日、分筆前の423番2の土地から、423番5ないし7の各土地が分筆された。分筆後の423番2の土地(以下、単に「423番2の土地」という。)が本件事道である。

本件事道及びその周辺の概況は別紙のとおりであり、本件事道は、分筆前の423番2の土地の東側部分に当たり、概ね南北に延びる道路である。
25 本件事道の南端は、分筆前の423番2の土地の南に位置する前面道路(県道今福・木野目線)に接し、その北端は、分筆前の423番2の土地

の北に位置する423番3の土地に接している。本件市道は、その西側で、北から順に、423番7の土地、423番6の土地及び423番5の土地に接している。423番5の土地は、本件市道のほか、県道今福・木野目線にも接している。本件市道の東側は、その全長にわたり、423番4の土地に接している。(乙A1, 4, 9, 26)

なお、423番4の土地の東側には、齊木元市議が所有する424番4の土地がある(乙A2の2)。

オ 川越市は、平成24年2月21日、本件整備事業の事業用地の地権者であった E.M 及び H.M に対し、423番5の土地を払い下げ、同年10月17日、同じく地権者であった S.T に対し、423番7の土地を払い下げた(甲7, 9)。

また、川越市は、同年6月1日、川越市土地開発公社から、423番1の土地を買い受け、平成25年4月15日、本件整備事業の事業用地の地権者であった M.S に対し、これを払い下げた。

(3) 平成23年当時の川越市道路線認定基準(以下「本件認定基準」という。

乙A10)

市道認定の基準となる条件は、道路が一般交通の用に供する状態にあること、原則として公道からほかの公道に接続していること等である(本件認定基準2条)。

もつとも、本件認定基準2条の条件を満たさない場合であっても、市長が、特に公共的又は公益的見地から市道として認定することが適当であると認められた場合には、市道認定することができる(本件認定基準3条)。

(4) ウェブサイトの記事(甲12)

行政調査新聞社を主宰する松本州弘(以下「松本」という。)は、平成29年6月26日、「一続々と明るみにでる川合善明市長の疑惑!—川越市都市計画道路「寺尾大仙波線」に関わる市長の利益供与か!?代替地に絡む吉

敷賢（当時）市議の口利きで齊木一族のために…？」と題する文書をウェブサイトに掲載した。

(5) 被告らによる別件住民訴訟の提起（甲1，23，25，33）

ア 被告らほか18名は，平成30年3月12日，さいたま地方裁判所に対し，川越市長を被告として，地方自治法242条の2第1項4号に基づき，別件住民訴訟を提起し，原告及び齊木元市議ら（以下，これらの者を併せて「原告ら」という。）は別件住民訴訟に補助参加した。

イ 別件住民訴訟における被告らの主張は，要旨以下のとおりである。

齊木元市議らは，意思を通じて，娘名義で購入した423番3の土地や齊木元市議が所有する424番4の土地のために，本件認定基準を満たさない不必要な道路（本件市道）を川越市の支出で整備させることとした。そして，齊木元市議は，平成21年7月頃までに，原告と面談し，本件認定基準を満たさない不必要な道路を川越市の支出で整備するという違法な権限行使を依頼し，原告の了解を得て，原告やその意向を受けた川越市の職員らとも共謀の上，本件整備事業の代替地整備を口実に，本件市道認定や本件市道の整備等（以下「本件市道認定等」という。）をさせ，川越市に工事費用等の財産的損害を与えた。

したがって，本件市道認定等は，原告らの川越市に対する共同不法行為に当たるから，被告らほか18名は，川越市長に対し，原告らについて「怠る事実に係る相手方」に対する損害賠償請求権をそれぞれ行使するよう求める。

ウ さいたま地方裁判所は，別件住民訴訟について，令和3年6月30日，本件市道認定が齊木元市議らの利益を図るためにされたということではできず，原告らの川越市に対する共同不法行為が成立するということではできないとして，被告らほか18名の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。

被告らほか18名のうち複数名は、上記判決を不服として控訴した（弁論の全趣旨）。

2 争点

- (1) 別件住民訴訟の提起が不法行為に当たるか
- (2) 損害額

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（別件住民訴訟の提起が不法行為に当たるか）について
（原告の主張）

ア(ア) 提訴者が、その主張する権利が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くときは、当該訴えの提起は相手方に対する不法行為となる。

イ(イ) これに対し、被告らは、住民訴訟が住民の個人的な権利利益の保護救済を目的とするものでないこと、別件住民訴訟の提起によって、原告個人に応訴等の負担が生じるわけではないことから、別件住民訴訟の提起は原告個人に対する不法行為とはなり得ない旨主張する。

しかしながら、別件住民訴訟の提起が利他的な行為であっても、それをもって直ちに不法行為該当性が否定されるものではない。また、別件住民訴訟において、実質的な責任を問われているのは原告個人であって、原告には訴訟告知による参加的効力も及ぶことからすれば、別件住民訴訟の提起により、原告個人が経済的、精神的負担を負うことは明らかである。

したがって、別件住民訴訟の提起は、原告個人に対する不法行為となり得るといふべきである。

イ(ア) 本件市道は、本件整備事業の事業用地の代替地に必要な接道道路であ

って、齊木元市議らの便宜を図るために整備されたものではない。

このことは、本件市道の西側に位置する423番5の土地及び423番7の土地が本件整備事業の代替地として払い下げられたことや、本件市道認定に係る議案が、市民の代表である市議会で審査され、何らの異議もなく全員一致で可決されていることから明らかである。

(イ) これに対し、被告らは、原告と齊木元市議が平成21年7月頃に面談したことを根拠に、原告らに共謀が認められる旨主張する。

しかしながら、齊木元市議は、同面談において、原告に対し、423番の土地の所有者が同土地の売却を希望しているところ、本件整備事業に係る用地買収の交渉中であつた地権者（M.S）は、423番の土地を取得できるのであれば用地買収に応じてよいと話している旨の情報提供を行ったにすぎないから、同面談の事実は、原告らの共謀の存在を推認させるものではない。

(ウ) また、被告らは、本件整備事業の事業用地の代替地として、423番5ないし7の各土地から2世帯分の代替地を確保するのであれば、両代替地をいずれも公道（県道今福・木野目線）に接するように分筆することが可能であつたから、本件市道を設置する必要性はなかつた旨主張する。

しかしながら、本件整備事業の代替地の取得予定者は当初、M.Sのほかに3世帯あつたところ、そのうち1世帯が後に取得の意思を撤回したため、実際に代替地を取得したのが2世帯となつたにすぎず、本件市道認定等が計画された時点で代替地の取得予定者が2世帯であつたという被告らの主張は根拠がない。

(エ) 以上によれば、別件住民訴訟における被告らの主張は、いずれも根拠のない憶測にすぎず、事實的・法律的根拠を欠く上、被告らはそれを知りながら又は容易にそのことを知り得たのに別件住民訴訟の提起に及ん

だといえるから、別件住民訴訟の提起は不法行為に当たる。

ウ また、別件住民訴訟における被告らの主張は、原告を誹謗中傷する記事を掲載する行政調査新聞社を主宰する松本の記事を流用したものであり、松本が別件住民訴訟に先立つ監査請求を行うよう呼び掛けていたこと等からすれば、別件住民訴訟は、松本や原告と感情的対立関係にある小林薫川越市議会議員ら（以下「松本ら」という。）が画策、主導した訴訟であつて、原告を攻撃して川越市長を辞職させるという不当な目的をもって提起された訴訟であると認められる。

そうすると、別件住民訴訟の提起は、この点においても、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く不当訴訟といえ、不法行為に当たる。

(被告らの主張)

いずれも争う。

ア(ア) 住民訴訟は、当該訴えを提起した者の個人的な権利利益の保護救済を求めるものではなく、客観的な法秩序の維持を目的とするものであるから、提訴者である住民が自己に権利がないことを知りながら訴えを提起するということ自体、観念することができない。したがって、住民訴訟の提起が特定の個人に対する不法行為となる余地はない。

イ) また、住民訴訟の被告は、首長等個人ではなく、「地方公共団体の執行機関としての長等」であるところ、被告たる首長は、自治体の費用で訴訟代理人を選任できる。

そうすると、別件住民訴訟においても、原告は、川越市の職員らをして、自らの意向を反映する訴訟活動を行うことができたのであるから、原告自身が別件住民訴訟に補助参加する必要はなく、別件住民訴訟の提起によって原告に生じる負担はないに等しく、この点からも、別件住民訴訟の提起が原告個人に対する不法行為となる余地はない。

イ(ア) 被告らは、別件住民訴訟の提起に先立って、関係する土地の公図や本

件認定基準，川越市土地開発公社理事会議事録のほか，産業建設常任委員会会議録等を検討した。

その結果，平成22年3月9日時点で，本件市道認定等によって齊木元市議所有の建物が道路斜線制限を受けるのを回避するために，細長い形状のわずか9.04㎡の土地（423番4の土地）が分筆によって作出されており，その後，娘がこれを取得したこと，その後，上記土地に沿って本件市道が造成されたこと，本件市道は娘が取得した423番3の土地につながっていること，本件整備事業の代替地として取得した土地の真ん中の区画（423番6の土地）が現在に至るまで空地のままになっていること，423番の土地の一部を市道とする議案は，代替地が払い下げられる半年以上前に市議会に上程されていたこと等が認められた。そうすると，遅くとも同日時点では，本件市道の設置が計画されており，代替地を取得する地権者の存在や人数等も決まっていたはずであるのに，実際に代替地が払い下げられたのは，前記分筆から約2年も経過した平成24年2月21日以降であった。

このような事情に加えて，本件市道は本件認定基準2条に該当せず，原則として市道認定されない道路であったことも考慮すれば，本件整備事業の代替地を取得する地権者が決まる前から，娘の取得する土地（423番3の土地）につながる道路を市道として整備することが決まっていたとしか考えられなかった。

(イ) また，娘の父である齊木元市議は，娘が423番3の土地を購入するに先立って原告と面談していたこと，平成23年3月23日に行われた川越市土地開発公社理事会において，当時の川越市建設部長が，本件市道について「やむなく計画したものです。」と述べていたことなどを考慮すれば，齊木元市議が，川越市長である原告に対し，齊木元市議らの便宜を図るために本件市道認定等を行うよう依頼し，原告やその

意向を受けた川越市職員らと共謀の上で、本件市道認定等を行ったと考えられた。

5 (ウ) 加えて、423番5ないし7の各土地を2筆の代替地に分筆するのであれば、各代替地をいずれも直接公道（県道今福・木野目線）に接するように分筆することが可能であったから、そもそも本件市道を設置する必要性はなかったというべきである。

(エ) 以上の事情に照らせば、本件市道認定は、齊木元市議らの便宜を図るために行われたものであって、本件認定基準に違反するものであるから、本件市道認定等は、原告らによる共同不法行為に当たると考えられた。

10 (オ) したがって、別件住民訴訟における被告らの主張は、事實的・法律的根拠を欠くものではないし、被告らが事實的・法律的根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、別件住民訴訟の提起が裁判制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められない。

15 (ウ) 原告は、別件住民訴訟が原告を攻撃する目的で提起された不当訴訟である旨主張するが、別件住民訴訟は原告の川越市長としての職務執行の違法性を問うものであって、原告個人を攻撃する目的で提起されたものではない。

(2) 争点(2) (損害額) について

20 (原告の主張)

別件住民訴訟の請求が認容された場合、原告個人は最終的に不法行為責任を負うことになる上、原告の名誉感情は、特定の個人の利益・便宜のために川越市に損害を与える不法行為を行ったという虚偽の主張に基づく訴訟を提起されたことによって大きく傷付けられ、極めて大きな精神的苦痛を被っている。

25 これらの事情を考慮すれば、慰謝料は300万円が相当である。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、当事者間に争いのない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 吉敷賢川越市議会議員（当時）及び齊木元市議は、平成21年初夏頃、川越市長室で原告と面談し、423番の土地の所有者が同土地の売却を希望していること、本件整備事業の事業用地の地権者である M.S が、423番の土地を代替地として取得できるのであれば用地買収に応じてよい旨話していることなどを伝えた。

(2) 423番の土地は、平成22年3月9日、423番1の土地、分筆前の423番2の土地並びに423番3及び4の各土地に分筆された（前記前提事実(2)イ）。

423番4の土地は、本件市道の造成によって、齊木元市議の所有する建物が道路斜線制限を受けることを回避するために分筆された土地（地積9.04㎡）である（甲6）。

(3) 平成22年3月中に、423番1の土地及び分筆前の423番2の土地を川越市土地開発公社が取得し、423番3の土地及び423番4の土地を娘が取得した（前記前提事実(2)イ）。

(4) 本件市道認定に係る議案は、平成23年6月1日、川越市議会6月定例会に上程されたものの、同月15日に行われた産業建設常任委員会での審査において、認定路線の一部について不備な部分があったとして撤回された（乙A17）。

(5) 平成23年7月27日に開かれた川越市土地開発公社の理事会において、理事の一人が、本件市道認定等に関して、齊木元市議が423番の土地買収等に関与していることを指摘した上で、「民間には認めない行き止まり道路

を前提に、市が事業を進めることはあるのか。」と質問したのに対し、当時の川越市建設部長は、「本件土地については、やむなく計画したものです。」と回答した。

また、同理事が、「公共性が高くやむを得ない場合には、民間には認めていない形態の道路を認定する可能性があるのか。」と質問したのに対し、同部長は、「今回の件につきましては、特例で活用させていただいたという経緯でございます。」と回答した。

その後、同理事が、423番の土地の購入の協議は、齊木元市議、本件整備事業の事業用地の地権者及び川越市で行われたのかと質問したのに対し、同部長は「そのとおりです。」と回答したところ、別の理事が「土地取得について慎重に進めていただきたい。」と発言して、同日の理事会は終了した。

(甲10)

(6) 川越市は、平成23年10月18日、娘から423番4の土地の寄附を受け、同年11月1日、川越市土地開発公社から分筆前の423番2の土地を購入した(前記前提事実(2)イ)。

(7) 本件市道認定に係る議案は、平成23年11月24日に開会された川越市議会第5回定例会に上程された(甲11)。

同年12月8日に開かれた産業建設常任委員会において、当時の川越市建設管理課長は、本件整備事業のスケジュールに関する質問に対して、「代替地二件を希望されている方、それともう一件、南側に位置する一件の地権者の引き家が平成二十四年度に開始予定です。」などと発言した。

同発言中、「代替地二件を希望されている方」は423番5の土地及び423番7の土地を取得する者らを指し、「南側に位置する一件の地権者」は423番1の土地を取得する M.S を指す。(乙A18)

(8) 本件市道認定に係る議案は、平成23年12月16日、川越市議会の議員全員一致で可決され、これを受けて、川越市長は、同月21日、本件市道認

定をした（前記前提事実(2)ウ）。

(9) 平成24年1月26日、分筆前の423番2の土地から、423番5ないし7の各土地が分筆された（前記前提事実(2)エ）。

(10)ア 川越市は、平成24年2月21日、本件整備事業の事業用地の地権者であった E.M 及び H.M に対し、423番5の土地を払い下げ、同年10月17日に、同じく地権者であった S.T に対し、423番7の土地を払い下げた。

また、川越市は、同年6月1日、川越市土地開発公社から、423番1の土地を買い受け、平成25年4月15日、本件整備事業の事業用地の地権者であった M.S に対し、これを払い下げた。（前記前提事実(2)オ）

イ 423番6の土地は、現在も川越市が所有しており、空地の状態である（甲8、乙A2の8、乙A4）。

(11) 訴外戸松廣治（別件住民訴訟の原告）は、平成29年12月21日、川越市監査委員に対して、地方自治法242条1項に基づく住民監査請求をした。

同監査請求の理由は、別件住民訴訟における被告らの主張（前記前提事実(5)イ）と概ね同様である。

川越市監査委員は、平成30年2月13日付けで、本件市道認定及び本件市道に係る工事費用の支出に違法性は認められないとして、訴外戸松廣治の前記監査請求を棄却した。（乙A15、16）

2 争点(1)（別件住民訴訟の提起が不法行為に当たるか）について

(1)ア 原告は、提訴者が、その主張する権利が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くときは、住民訴訟の提起であっても、相手方に対する不法行為となる旨主張する。

イ これに対し、被告らは、住民訴訟の提起は、自らの権利利益の追求を目

的とするものではないから、特定の個人に対する不法行為となる余地はない旨主張する。

しかしながら、訴訟の提起が不法行為に当たり得るのは、当該訴訟の提起によって、その相手方が事後的、法律的根拠もなく一方的に経済的、精神的負担を余儀なくされるためであると解されるどころ、住民訴訟が提起された場合であっても、当該住民訴訟の相手方に前記のような負担が生じる可能性があること自体は否定できない。そうすると、住民訴訟が、私権の実現を目的とする訴訟でないことを踏まえても、その提起が不法行為に当たる余地はあるものというべきであって、被告らの前記主張は採用することができない。

ウ また、被告らは、別件住民訴訟については、原告が川越市長として攻撃防御を行えば足り、原告個人が補助参加する必要はないから、別件住民訴訟の提起によって原告個人が負担を負うことはなく、同訴訟の提起が原告に対する不法行為に当たる余地はない旨主張する。

しかしながら、別件住民訴訟は、川越市の原告らに対する損害賠償請求権の存否を争う訴訟であって、原告個人と川越市ないし川越市長が行うべき主張立証の内容が相反することは十分に想定されるどころ、現に原告は別件住民訴訟に補助参加し、川越市ないし川越市長とは別個の主張をしていることが認められる（甲33）。そうすると、原告が川越市長として職員に対する指揮監督権（地方自治法154条）を有していることをもって、直ちに原告個人が別件住民訴訟に補助参加する必要性が否定されるものではない。加えて、原告については、訴訟告知（同法242条の2第7項）によって別件住民訴訟の参加的効力が及ぶこと（民事訴訟法46条）等も踏まえると、原告について、別件住民訴訟に補助参加する必要性があったことは否定できないから、別件住民訴訟の提起は、原告に補助参加等による一定の経済的、精神的負担を生じさせるものであったといえる。したが

って、別件住民訴訟の提起が、原告に対する不法行為に当たる余地はあるものというべきであって、被告らの前記主張は採用することができない。

5 (2)ア 以上を踏まえて検討するに、原告は、本件市道が、本件整備事業の代替地に必要な接道道路であることから、本件市道認定等が齊木元市議らの利益のためにされたものではないことは明らかである旨主張するところ、確かに、本件市道は、本件整備事業の代替地である423番5の土地及び423番7の土地の接道道路であることが認められる。

10 しかしながら、前記前提事実(2)エによれば、本件市道は、娘の所有する423番3の土地と公道（県道今福・木野目線）をつなぐ唯一の道路としても機能していることが認められるから、本件市道認定等によって、結果的に、娘は一定の利益を受けたといえることができるし、娘の父である齊木元市議は、娘が423番3の土地を取得するより前の平成21年初夏頃に、原告との間で、423番の土地の購入等に関する面談を行うなど（前記認定事実(1)）、本件市道認定等に相当程度関与していたことが認められる。そうすると、原告らの間に、齊木元市議らの便宜を図る旨の共謀があったと考えることがあながち不合理とはいえない。

15 イ また、本件整備事業の代替地の払下げを実際に受けたのは、M.S.、S.T.並びにE.M.及びH.M.（以下、この4名を「M.S.ら」という。）の3世帯であったところ（前記認定事実(10)ア）、川越市は、本件整備事業の代替地として、川越市土地開発公社を使って423番1の土地
20 及び423番5ないし7の各土地を取得していた（前記前提事実(2)イ）のであるから、これらの土地の形状等に照らしても、M.S.らに払い下げる各代替地をいずれも既存の公道に接するように分筆することは不可能ではなかったと考えられ、本件整備事業の代替地のために本件市道を整備する必要性は高くなかったと考える余地がある。このような事情に加えて、
25 川越市が本件整備事業の代替地として取得した土地のうち423番6の土

地については、現在も川越市が所有して空地の状態であること（前記認定事実(10イ)）も考慮すれば、**M. S** らに対する代替地の割当て等が本件市道認定等ありきで行われたものであって、本件市道認定等は、専ら齊木元市議らの便宜を図るために行われたものであると考えることもあながち不合理とはいえない。

ウ. これに対し、原告は、本件整備事業の代替地を希望する地権者は、**M. S**

らのほかにも存在した旨主張するところ、確かに、本件整備事業の事業用地の地権者の一人である **T. S** は、平成21年10月8日、川越市に対し、代替地の取得を希望する旨述べていたが、後にその希望を撤回したことが認められる（乙B5、弁論の全趣旨）。

しかしながら、実際に本件整備事業の代替地を取得したのが **M. S** らのみであったことは前記イのとおりであるし、平成23年12月8日に開かれた産業建設常任委員会において、当時の川越市建設管理課長が、「代替地二件を希望されている方、それともう一件、南側に位置する一件の地権者」などと、代替地の取得予定者が **M. S** らのみであるかのような発言をしていたこと（前記認定事実(7)）も考慮すれば、遅くとも川越市が本件市道認定等を計画した時点において、代替地の取得希望者が **M. S** らのみであることが判明していたと考えることが不合理とまではいえない。したがって、原告主張の事情は前記判断を左右するものではない。

エ. 以上によれば、本件市道が423番5の土地及び423番7の土地の接道道路であること（特に423番7の土地については唯一の接道道路であること）を考慮しても、本件市道が専ら齊木元市議らの便宜を図るために整備された道路であって、特に公共的又は公益的見地から認定することが適当である場合（本件認定基準3条）に該当しないと考えることや、このような違法な本件市道認定等について、原告らに共謀が認められると考えることが不合理とはいえない。

オ これに対し、原告は、本件市道認定等が違法でないことは明らかであり、川越市議会が本件市道認定に係る議案を全員一致で可決したことは、その証左である旨主張する。

しかしながら、原告主張の事情は、本件市道認定等が齊木元市議らの便宜を図るために行われたか否かの判断を直ちに左右するものとはいえないし、平成23年7月27日に開かれた川越市土地開発公社の理事会において、理事の一部から、齊木元市議が423番の土地購入に関与していたことを問題視する質問がされるなど、本件市道認定等の適法性や妥当性に疑問が呈されていたこと（前記認定事実(5)）、これが解消された経緯が必ずしも川越市議会の議事録でも明らかではないことも踏まえると、原告主張の事情をもって、本件市道認定等が違法でないことが明らかであるとはいえないから、原告の前記主張は採用することができない。

カ 以上によれば、仮に原告の主張するとおり、提訴者が、その主張する権利が事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて住民訴訟を提起した場合に、当該住民訴訟の提起が不法行為に当たると解したとしても、原告らが共謀の上、齊木元市議らの便宜を図るために、本件認定基準に違反して本件市道認定等を行ったという被告らの別件住民訴訟における主張が、事実的、法律的根拠を欠く不合理な主張であるということとはできないから、別件住民訴訟の提起が、原告に対する不法行為に当たるとは認められない。

(3) また、原告は、別件住民訴訟は、原告に敵対的感情を抱く松本らが画策、主導し、原告個人を攻撃する不当な目的で提起された訴訟であるから、不当訴訟に当たるとも主張する。

しかしながら、別件住民訴訟における被告らの主張が、松本の記事（甲12）に影響されたものであるとしても、そのことから直ちに松本らが別件住民訴訟を画策、主導したということとはできないし、別件住民訴訟における被

告らの主張する権利又は法律関係が事實的・法律的根拠を欠くものであると
いうことができないことは前記(2)のとおりであって、そのほかに被告らが、
原告個人に対する嫌がらせ等の不当な目的をもって別件住民訴訟を提起した
ことをうかがわせる事情もないから、原告の前記主張は採用することができ
ない。

(4) 以上によれば、被告らの別件住民訴訟の提起が、原告に対する不法行為に
当たるとは認められない。

第4 結論

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がな
いから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所川越支部第2部

裁判長裁判官

齋藤憲次 

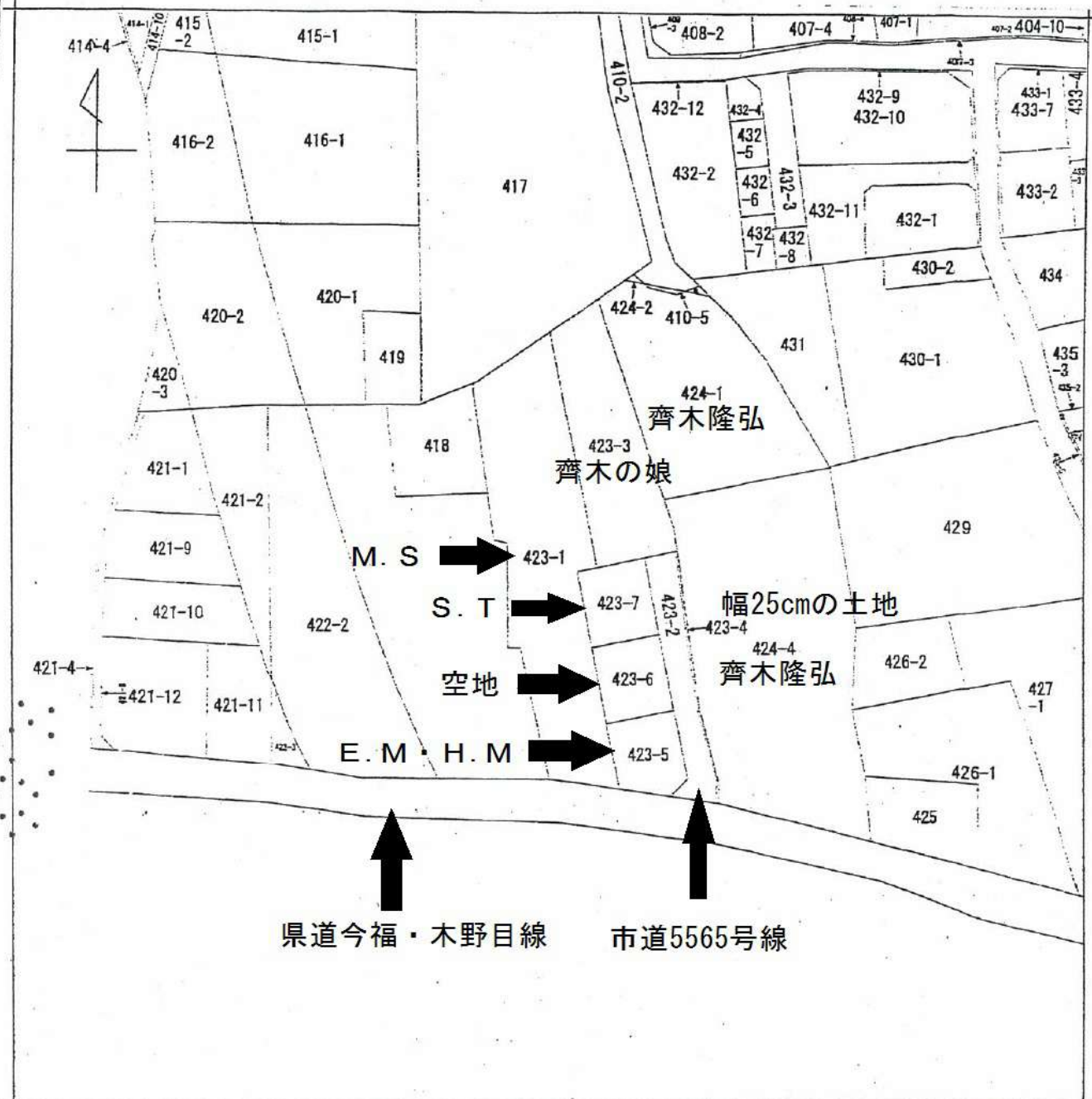
裁判官

森 剛 

裁判官

吉永 大介 

正
本



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川越市大字砂字古谷		地番	423番1	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
種類	旧土地台帳附属地図					
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成28年9月23日
さいたま地方法務局川越支局
登記官

申請番号：15-14
(1/1)

中村 幸
19



これは正本である。

令和 3 年 12 月 23 日

さいたま地方裁判所川越支部

裁判所書記官

酒 井 理 恵

